

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、受益証券、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 各計算期間に係る計算書類（貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ イの附属明細表</p> <p>ハ 運用報告書</p> <p>二 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「受益証券」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、受益証券、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 各計算期間に係る計算書類（貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ イの附属明細表</p> <p>ハ 運用報告書</p> <p>二 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される</p>

事業税をいう。)をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

三 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

四 会計方針 計算書類の作成に当たって採用する会計処理の原則及び手続をいう。

五 遡及適用 新たな会計方針を当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に遡って適用したと仮定して会計処理をすることをいう。

六 表示方法 計算書類の作成に当たって採用する表示の方法をいう。

七 会計上の見積り 計算書類に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することをいう。

八 会計上の見積りの変更 新たに入手可能となつた情報に基づき、当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類の作成に当たつてした会計上の見積りを変更することをいう。

九 誤謬 意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤って使用したことにより生じた誤りをいう。

十 誤謬の訂正 当該計算期間より前の計算期間に係る計算書類に

事業税をいう。)をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

三 資産除去債務 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

○ おける誤謬を訂正したと仮定して計算書類を作成することをいう。

- 十一 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。
- 十二 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（剰余金等の計算）

第五十二条 投資信託委託会社は、次に掲げる項目に従つて、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 期首剰余金又は期首欠損金（遡及適用又は誤謬の訂正（以下「遡及適用等」という。）をした場合にあつては、遡及適用等をした後の期首剰余金又は期首欠損金をいう。）
- 三 剰余金増加額又は欠損金減少額
- 四 剰余金減少額又は欠損金増加額
- 五 分配金

- 四 金融商品 金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第十四項に規定するデリバティブ取引をいう。以下この号において同じ。）により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。
- 五 賃貸等不動産 たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。

（剰余金等の計算）

第五十二条 投資信託委託会社は、次に掲げる項目に従つて、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

- 一 当期純利益金額又は当期純損失金額
- 二 期首剰余金又は期首欠損金
- 三 剰余金増加額又は欠損金減少額
- 四 剰余金減少額又は欠損金増加額
- 五 分配金

六 期末剰余金又は期末欠損金

2| 前項第二号に規定する期首剰余金又は期首欠損金につき遡及適用等をした場合にあつては、遡及適用等をする前の期首剰余金又は期首欠損金及びこれに対する影響額を区分表示しなければならない。

3| 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は第一項第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

（注記表の区分）

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 会計方針の変更に関する注記
- 三 表示方法の変更に関する注記
- 四 会計上の見積りの変更に関する注記
- 五 誤謬の訂正に関する注記
- 六 貸借対照表に関する注記
- 七 損益及び剰余金計算書に関する注記

六 期末剰余金又は期末欠損金

（新設）

2| 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

（注記表の区分）

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
（新設）
- 二 貸借対照表に関する注記
（新設）
- 三 損益及び剰余金計算書に関する注記
（新設）

- 八 税効果会計に関する注記
- 九 金融商品に関する注記
- 十 賃貸等不動産に関する注記
- 十一 関連当事者との取引に関する注記
- 十二 重要な後発事象に関する注記
- 十三 その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第五十五条の五 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計方針に関する次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 資産の評価基準及び評価方法
 - 二 固定資産の減価償却の方法
 - 三 引当金の計上基準
 - 四 収益及び費用の計上基準
 - 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(削除)

- 四 税効果会計に関する注記
- 四の二 金融商品に関する注記
- 四の三 賃貸等不動産に関する注記
- 五 関連当事者との取引に関する注記
- 六 重要な後発事象に関する注記
- 七 その他の注記

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 第五十五条の五 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- 一 資産の評価基準及び評価方法
 - 二 固定資産の減価償却の方法
 - 三 引当金の計上基準
 - 四 収益及び費用の計上基準
 - 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）も重要な会計方針に関する注記とする。
- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - 二 表示方法を変更したときは、その内容

(会計方針の変更に関する注記)

第五十五条の五の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該会計方針の変更の内容
- 二 当該会計方針の変更の理由
- 三 遡及適用をした場合には、当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額

四 当該計算期間より前の計算期間の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、計算書類の主な項目に対する影響額

(表示方法の変更に関する注記)

第五十五条の五の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

- 一 当該表示方法の変更の内容
- 二 当該表示方法の変更の理由

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第五十五条の五の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上

(新設)

(新設)

(新設)

の見積りの変更をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 当該会計上の見積りの変更の内容
- 二 当該会計上の見積りの変更の計算書類の項目に対する影響額
- 三 当該会計上の見積りの変更が当該計算期間の翌計算期間以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

（誤謬の訂正に関する注記）

第五十五条の五の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正をした場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 当該誤謬の内容
- 二 当該計算期間の期首における純資産額に対する影響額

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の

（新設）

（委託者指図型投資信託に関する規定の準用）

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の

規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第五十二条第三項	(略)	読み替える規定
(略)	第四条第一項	一部解約	読み替えられる字句
(略)	第四十九条第一項	解約	読み替える字句

規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	第五十二条第二項	(略)	読み替える規定
(略)	第四条第一項	一部解約	読み替えられる字句
(略)	第四十九条第一項	解約	読み替える字句

改 正 案 (平成十一年総理府令第五十三号)

改 正 案								
別紙様式第1号 (第57条関係)								
附 属 明 細 表								
第1～第3 (略)								
第4 不動産等明細表								
(単位:)								
資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	減価償却累計額		差 引 当期末 残 高	摘 要
					又は償 却累計 額	当 期 償却額		
(略)								
(表示上の注意)								
1 (略)								
2 「 <u>当期首残高</u> 」、「 <u>当期増加額</u> 」、「 <u>当期減少額</u> 」及び「 <u>当期末残高</u> 」の欄は、当該資産の 取得原価によって表示すること。								
3～5 (略)								
第5～第7 (略)								
第8 借入金明細表								
(単位:)								
区 分	借入先	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 末残高	平 均 利 率	返 済 期 限	返 済 方 法
(略)								

現 行								
別紙様式第1号 (第57条関係)								
附 属 明 細 表								
第1～第3 (略)								
第4 不動産等明細表								
(単位:)								
資産の種類	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高	減価償却累計額		差 引 当期末 残 高	摘 要
					又は償 却累計 額	当 期 償却額		
(略)								
(表示上の注意)								
1 (略)								
2 「 <u>前期末残高</u> 」、「 <u>当期増加額</u> 」、「 <u>当期減少額</u> 」及び「 <u>当期末残高</u> 」の欄は、当該資産の 取得原価によって表示すること。								
3～5 (略)								
第5～第7 (略)								
第8 借入金明細表								
(単位:)								
区 分	借入先	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 末残高	平 均 利 率	返 済 期 限	返 済 方 法
(略)								